

○農林水産省令第百二十三号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十五年十一月十八日

農林水産大臣 亀井 善之

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中「かき属植物」の下
に、「付表第四十一に掲げるものを除く。」を加え、
付表に次のように加える。

四十一 イスラエル国から発送され、他の地域
を経由しないで輸入されるトライアンフ種
かきの生果実であつて農林水産大臣が定める
基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。